診療情報開示請求のご案内

当院では、診療情報の開示を求める患者様にカルテなどの診療情報を開示しています。

診療情報の開示請求できるのはご本人か、ご本人の同意をいただいている方になります。　ご家族でもご本人の同意がなければ開示請求できません。

開示方法は、主治医による説明、要約書の作成、診療情報の閲覧、診療情報のコピーがあります。いずれの場合にも下記の費用がかかります。

ご希望される方は、総合案内へお申し出ください。

鈴鹿厚生病院

診療情報開示に要する料金表

診療情報開示にかかる料金は、次の１と２を合計した金額です。

1. 開示基本料 １件につき　５，５００円（消費税込み）
2. 開示基本料に加算されるもの

（１）開示に伴う医師の説明料 ３０分につき 　５，５００円（消費税込み）

（２）要約書交付料 要約書１件 １１，０００円（消費税込み）

（３）診療録コピー代 １枚 　　　　２０円（消費税抜き）

（４）フィルム（コピー）代 フィルム代実費（公定価格）